

再生利用等実施率目標の向上に向けた措置

(1) 実施率目標の設定のあり方

食品リサイクル小委員会（農水省）

- ・ 食品リサイクル法において、食品関連事業者は、個々の事業者ごとに再生利用等の実施率の向上に努めるとされているが、事業者ごとの取組状況をみると、過半の食品関連事業者において十分な取組がなされていない（目標を達成した事業者の割合は平成17年時点で18%）。
- ・ 現行どおり業種横断的に定めるべきか、業種ごとに定めるべきか等について、再生利用等の実施状況も踏まえつつ検討すべき。
- ・ 他方、（業種ごとに目標を定めるとしても、）事業者の経営単位でみると、同一経営内で製造・卸や製造・小売等複数の業態を包含する者もあり、単純な業種区分に整理できない面もある。

生ごみ等3R・処理に関する検討会（環境省）

- ・ 現在の食品リサイクル法の基本方針に示されている再生利用等の実施率の目標から、発生抑制及び再生利用の各々の目標を切り出し、業種や業態、規模等の特徴、食品廃棄物の発生量とリサイクル製品の需要を考慮した発生抑制及び再生利用の実施目標を示すことについて検討すべき。

< 背景 >

- ・ 現行基本方針における目標は、再生利用等の実施率を平成18年度までに20パーセントに向上させるというものであり、平成19年度以降の再生利用等の基本的な方向等を定める新たな基本方針においても、再生利用等の実施率について目標を定める必要がある。
- ・ 基本方針において、個々の食品関連事業者は、リサイクル製品の需要動向に対応しつつ、技術的かつ経済的な状況を踏まえて、再生利用等の実施率を向上するよう努めなければならないこととされている。しかしながら、過半の食品関連事業者において十分な取組がなされていないことが明らかになっている。
- ・ 現行基本方針においては、業種横断的に一律の目標設定がなされているが、これまでの再生利用等の実施状況を事業所単位でみると、食品製造業では相当程度の再生利用等の取組が行われている一方、食品流通における川下に位置する食品小売業や外食産業においてはその実績が伸び悩むなど、業種ごとに差異が生じている。ただし、食品関連事業者の一部には、これを事業者の経営単位でみると、同一経営内に製造・卸や製造・小売等複数の業態を包含する者もみられ、単純に食品製造業者、食品小売業者といった分類で整理できない面もある。
- ・ 食品廃棄物の3R・処理の目指すべき方向として、資源消費の抑制と環境負荷の低減の観点から、その発生抑制を第一に優先すべき。
- ・ 発生抑制は広範に取り組まれているが、事業者ごとの取組手法は非常に多岐に及ぶことなどから、発生抑制の数値的把握は、事業者自身にとっても第三者にとって

も、現在のところ利用可能な共通的な指標等がなく、困難。

- ・ 生ごみ等食品廃棄物の安定・確実なリサイクルのため、リサイクルされた製品が滞らずに利用されることが必要。

< 対応の方向 >

(1) 対応の方向

- ・ 別紙のとおり

(2) 期待される効果

- ・ 別紙のとおり

(3) 課題

- ・ 別紙のとおり

(2) 発生抑制の推進

食品リサイクル小委員会（農水省）

- ・食品関連事業者の見込み生産・発注や消費者の行き過ぎた鮮度志向等から、食品関連事業者の発生抑制の取組みが十分でないとの指摘がある。

こうした現状を踏まえ、食品関連事業者に対する働きかけが中心であったこれまでの取組に加え、効果的な対策を検討すべき。

- ・業種・業態ごとの課題に対応した効果的な発生抑制の取組事例を参考事例として活用し、業界全体での取組を促すこと等も検討すべき。
- ・小売業や外食産業においては、消費者の理解・協力なしには有効な発生抑制の効果が得られにくいことも十分に考慮すべき。

生ごみ等3R・処理に関する検討会（環境省）

- ・食品廃棄物の発生抑制が第一に優先されることを、政策の基本としてより明確化すべき。

- ・食品廃棄物を大量に排出する食品関連事業者における発生抑制の取組を促すため業種別にトップランナーの企業の指標値を発生抑制の目標として各企業が参照できるようにするなど、食品廃棄物の発生抑制の取組に特化した判断の基準を、業種・業態を踏まえて、より詳細な内容とすることについて検討すべき。

食品廃棄物の発生量や発生抑制の取組の状況について、報告を求め、公表をするという情報公開の手段をとることについて検討すべき。

- ・食品関連事業者の優良な取組を第三者によって評価・認証し、認証を受けた者を公表等する仕組みについて検討すべき。

< 背景 >

食品関連事業者が再生利用等の取組を進めるに当たっては、発生抑制が最優先であると基本方針に位置づけられており、これまでその重要性について周知を図るとともに、取組を促してきた。その結果、相当数の食品関連事業者において発生抑制の取組が行われているものと推定される一方、食品リサイクル法の施行以降、発生抑制が進んでいると判断できる特段の成果は見出し難い（「食品循環資源の再生利用等実態調査」（農林水産省統計部））ことから、食品関連事業者における発生抑制の取組等が十分ではないとの指摘がある。この原因としては、基本方針に定める実施率の目標について業種や業態の特徴が考慮されていないなど、事業者が発生抑制の取組を行う意欲を向上させる仕組みとなっていないことが挙げられる。

< 対応の方向 >

(1) 対応の方向

業種別にトップランナーの企業の指標値（例えば、売上高や仕入額、仕入量、店舗面積、利用客当たりの食品廃棄物発生量等の指標が考えられる。）を発生抑制の目標として各企業が参照できるようにするなど、食品廃棄物の発生抑制

の取組に特化した判断の基準を、業種・業態を踏まえて、より詳細な内容としてはどうか。(目標の設定のあり方については(1)参照)

食品廃棄物等を一定量以上発生させる食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量や発生抑制の取組の状況について報告義務を課し、その内容を公表するという情報公開の手段をとることとしてはどうか。((3)に詳細を記述)

発生抑制を含め、食品関連事業者の優良な取組を第三者によって評価・認証し、認証を受けた者を公表等する事業を積極的に推進してはどうか。

(2) 期待される効果

排出事業者による食品廃棄物等の発生抑制への意欲が向上され、効果的な発生抑制が図られる。

(3) 課題

目標設定の具体論について検討が必要。(業種、食品廃棄物等の種類、個々の事業者の発生抑制の水準といった考慮すべき事情を、実効性や行政の対応可能性を踏まえてどう織り込むか等)

(3)再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方

食品リサイクル小委員会（農水省）

- ・ 食品廃棄物等を多量に排出する食品関連事業者による再生利用等の取組内容は、食品リサイクル法の実効性に大きな影響を与えることは明らか。このため、多量排出事業者における適正な再生利用等の取組を一層確保していくための新たな仕組みの必要性について検討すべき。

生ごみ等3R・処理に関する検討会（環境省）

- ・ 食品廃棄物を大量に排出する食品関連事業者に対し、生ごみ等食品廃棄物の発生量や発生抑制、再生利用の取組の状況について、報告を求め、公表するという情報公開の手段をとることについて検討すべき。

<背景>

- ・ 食品廃棄物等を一定量以上発生させる食品関連事業者（以下「多量発生事業者」という。）による再生利用等の取組内容は、その事業規模等から、再生利用等の取組内容が食品リサイクル制度の実効性に大きな影響を与える。
- ・ 食品廃棄物を大量に排出する食品関連事業者に対し、特に取組の遅れている発生抑制の取組を促すことが重要である。

<対応の方向>

(1) 対応の方向

- ・ 多量発生事業者に対し、食品廃棄物の発生量や発生抑制等の取組状況について定期的に報告を求め、その状況を何らかの形で公表することを検討すべきではないか。
- ・ 多量発生事業者に対し、環境報告書等CSR資料の作成を促していくべきではないか。

(2) 期待される効果

- ・ 食品関連事業者が、自社から発生する食品廃棄物を分別し計量する等の行為を通じて、食品リサイクル法への理解促進や、食品廃棄物の発生抑制、リサイクルへの意識・取組の向上が図られる。
- ・ 多量発生事業者における再生利用の動向の開示は、リサイクル製品の需要に応じた食品リサイクルを進める上で、極めて有用な参考情報として機能する。
- ・ 環境報告書等によるステークホルダーや一般消費者等に対する情報発信を通じ、企業価値の向上にも寄与する。

(3) 課題

- ・ 食品関連事業者にとり負担の少ない報告のあり方の整理。
- ・ 制度上の措置として実行を検討する場合は、法制面での検討が必要。

(1) 実施率目標の設定のあり方

	項目	対応の方向	期待される効果	課題
設定方法に関する試案(3方式)	発生抑制、再生利用、減量の3手法一括した実施率目標値の設定	現行制度を維持した目標値の設定 (例 %)	・わかりやすさや公平性が確保。	・食品関連業界や個別事業者の実情が反映されないため、既に高い実施率を達成・維持している事業者や、逆に、業種特有の問題から実施率が低い事業者にとっては、目標値が取組を進めるインセンティブとならない。
		業種区分に着目した目標値の設定 (例 食品製造業 %) (食品小売業 % 等)	・各業種の特性を踏まえた、無理のない再生利用等の実施が確保。	・多様な事業形態を有する食品関連事業者を業種区分することや、区分ごとの目標数値そのものの合理性、妥当性の確保が問題。
	発生抑制及び再生利用の目標を切り出し、個別手法ごとの取組に着目した実施率目標値の設定	<p>- A 発生抑制についての目標設定 (例 業種・業態ごとに優良な発生抑制を行う事業者の取組内容等を基準にした指標を設け、これを取組を進める上での目標とする)</p> <p>- B 再生利用についての目標設定 (例 個々の事業者に着目し、年間排出量×前年度の再生利用の実績率＋ を取組の目標とする)</p>	<p>・企業内部において検証しやすく、かつ行政によるフォローアップが容易な取組の確保。</p> <p>・過去の実績を出発点とし、無理のない再生利用の実施率の向上確保。</p>	・既に高い実施率を達成・維持している事業者と実施率が低い事業者との公平性の確保のための工夫が必要。